

質問回答

2015年1月13日

「案件名:ポリビア国サンタクルス都市圏交通マスタープラン策定プロジェクト」
 (2015年12月24日/公示番号:151097)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2 調査の目的・内容に関する事項 6.業務の内容 P.6 (2) および P.11 (18) セミナーの実施 P.9 (11) l) ステークホルダー協議の開催	各セミナーおよびステークホルダー協議の開催場所について、カウンターパートから指定・供与される可能性はありますでしょうか。	セミナー及びステークホルダー協議の開催場所は、カウンターパートから提供されないと想定して、見積りに必要経費を計上してください。
2	第2 調査の目的・内容に関する事項 P.8 6.(9)本邦研修の実施	研修に関する業務は、「受入」「研修実施」「研修監理」の3つに分類されますが、コンサルタントの実施する業務は、「研修実施」のみとし、「受入」及び「研修監理」に係る見積りは含めなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。「コンサルタント等契約契約における研修実施ガイドライン(2015年4月版)」に記載されている範囲の業務を想定しています。
3	第3 業務実施上の条件 P.16 3.相手国の便宜供与	カウンターパートより業務スペースおよび各種備品を提供して頂くと想定していますが、オフィスの場所や広さについて把握されていたらご教示願います。また、オフィスの備品・ネットワーク環境等についても把握されていたらご教示願います。	8人～10人程度は業務可能なスペースが提供される予定です。基本的には必要な備品(机・椅子・プリンター・コピー機等)は先方から提供されることとなっています。ネットワーク環境は未確認ですので、必要経費を見積りに計上してください。

以上